

## スポーツ仲裁に関する規則

公益財団法人全日本なぎなた連盟が行った決定事項に対する競技者からの不服申し立てについては、日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って行う仲裁により、解決されるものとする。

平成28年5月22日  
理事会